

## 令和7年第2回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年2月28日（金）午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河 会議室

### 2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（19名）

欠席農業委員（なし）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 総会の定足数に達していますので、ただいまより令和7年第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が10件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が25件、農用地利用集積等促進計画関係が6件、合わせて47件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(午後2時00分)

---

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和7年2月28日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその10朗読】

以上、その1からその10までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月22日に委員と譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人は電話で確認いたしました。申請内容について質問し、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響はないものと思われまゝ。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 意義がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2、その3は関連がありますので、一括審議とします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、24日に委員と現地の確認を行いました。譲受人には電話にて確認し、譲渡人には現地でお会いし、申請内容を確認しました。双方とも申請内容に問題はないということです。今回の申請による周辺農地への影響はないと思われまゝので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月24日、委員と譲渡人2名、譲受人、3名立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺への影響は特に問題ないと思われまゝ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請についても、2月24日、委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響も特に問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月23日、委員と本件の譲受人立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取りしました。申請内容に間違いはないとのこと。なお、譲渡人の分家には電話にて確認し、行政書士にも電話にて確認しました。なお、この申請地は80年前より本家にて維持管理しています。周辺農地には特に問題はございません。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今月23日に委員と、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思われま。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 この件につきまして、今月25日に委員同行の下、現地調査をいたしました。その日は、譲渡人、譲受人、日中都合が悪いという形になりまして、夕方、電話で両者に確認しました。内容等において申請書どおりということを確認が取れましたので、また、生前一括贈

与で、息子さんにはしっかり耕作をしてくださいということをお願いをしてきましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その9について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月22日に委員、譲受人と現地調査を行いました。また、譲渡人は移動手段がないということで、電話で確認いたしました。今回の申請内容について問題ないとのことでした。また、周辺の農地への影響は特に問題ないと思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その9について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その10について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、2月22日に委員と譲渡人3名、譲受人立会ひの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いはないとのこと。また、現地調査に来られなかつた譲渡人には電話で確認いたしました。今回の申請による周辺の農地への影響は特に問題ないと思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

---

#### ◎議案第2号

会 長 それでは、次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があつたので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和7年2月28日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、8ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月26日に委員3人で現地調査を行いました。譲渡人は遠方のため電話で確認し、譲受人は仕事等で都合が悪いということで、代理で両親と2月26日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないということでした。申請地は駐車場で利用のため、転用による農地への影響は特にないと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、13ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月23日に委員と、設定人、被設定人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について確認し、双方とも間違いのないことです。転用による周辺農地への影響は問題ないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、18ページをご覧ください。

農地法第5条その3、一時転用事業について説明申し上げます。

**【その3朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願います。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月26日に委員3人で現地調査を行いました。

設定人と被設定人担当者に2月26日に現地でお会いし、申請内容について確認しました。

双方とも申請内容について間違いのないことでした。申請地は、あくまでも今回は土質調査のため、転用による隣接農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、23ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

**【その4朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしく願います。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月25日に委員と現地調査を行いました。譲渡人には2月22日に電話にて申請内容について確認しました。また、譲受人担当者には2月25日に現地で立会い確認しました。二方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほうよろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、28ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月22日に委員と現地調査を行いました。譲渡人にお会いし、また、譲受人には電話で確認し、申請内容には間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、33ページをご覧ください。

農地法第5条その6について説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、2月22日に委員と現地調査を行いました。譲渡人2名、譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第3号

会 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。

令和7年2月28日提出。会長矢野正則。

会 長 農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 説明の前に、修正をお願いします。

46ページをご覧ください。

番号22番、面積の訂正をお願いします。

それでは、47ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

#### 【内容朗読】

この案件につきましては、同じく令和7年2月5日に地区担当委員立会いの下、あっせん会

議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第25号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第25号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

---

#### ◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議します。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので審議するものとする。

令和7年2月28日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明があります。

事 務 局 それでは、49、50ページをご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

#### 【内容朗読】

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画の意見について、意見がない

旨を報告いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、事務局より申し上げます。次回の総会は、3月26日水曜日、午後2時から正庁で開催いたします。よろしく願いいたします。

会 長 ほかに意見がなければ。

(発言する者なし)

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和7年第2回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時10分)

---